



嘉麻市 こども計画

概要版



令和7年3月
嘉麻市

計画策定の背景と趣旨

こども基本法に基づき、令和5年12月に策定された「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられ、「こども未来戦略」では、基本理念の一つとして、すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことが掲げられています。

そこで、本市においても、こども基本法とこども大綱を踏まえ、これまでのこども・子育て支援施策やこどもの貧困対策、若者支援施策を包含した「嘉麻市こども計画」を新たに策定することとしました。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援対策行動計画」、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとした計画です。

嘉麻市こども計画

子ども・若者計画

こどもの貧困対策計画

次世代育成支援対策行動計画

子ども・子育て支援事業計画

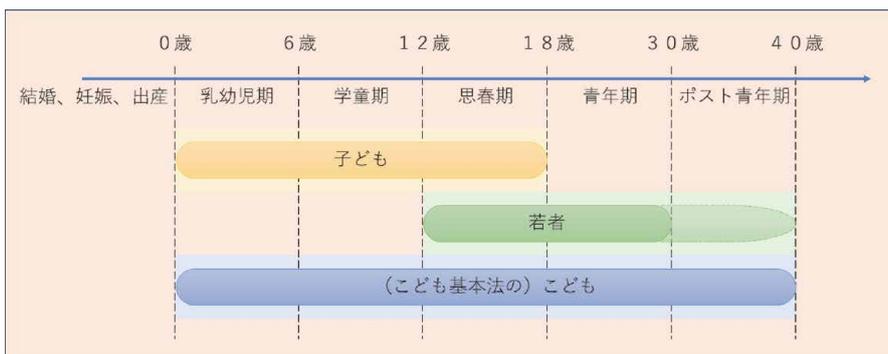
計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。



計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体を対象とします。



※こども：こども基本法第2条第1項の規定による。ただし、法令に根拠がある場合、固有名詞を用いる場合、「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合はこの限りではない。

※若者：思春期、青年期の者。ただし、施策によりポスト青年期の者も対象とする。



計画の基本理念・基本目標・施策体系



こどもは家庭の希望であるとともに、社会の希望であり、嘉麻市の未来をつくる存在です。本計画では、「こどもまんなか社会」の実現を目指すこども大綱を踏まえ、「**すべてのこどもが夢を持ち、生涯しあわせに暮らせるまち 嘉麻**」を基本理念として、こども・若者施策の総合的な推進を図ります。

上記基本理念を実現するため、市と市民がめざすまちの姿を、こども、子育て家庭、地域社会という視点から、下記の4つの基本目標として掲げ、その基本目標ごとに、その達成のために必要な主要施策を整理し、施策の体系としました。

基本理念

基本目標

基本目標達成のために必要な主要施策

すべてのこどもが夢を持ち、生涯しあわせに暮らせるまち
嘉麻

1

こども・若者の
権利が保障された
まちづくり

- (1) こども・若者の権利の啓発
- (2) こどもの意見表明ができる取組
- (3) 児童虐待やいじめをなくすための取組

2

こどもが
健やかに育ち
力づく自立
できるまちづくり

- (1) こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援
- (2) こどもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むための教育支援
- (3) 貧困の状況にあるこども等への支援
- (4) 障がいのあるこども等への支援
- (5) 不登校やひきこもりのこども・若者への支援
- (6) 若者への就労支援(若者への自立支援)

3

安心してこどもを
産み育てられる
まちづくり

- (1) 妊娠・出産への支援
- (2) 子育てに関する情報提供・相談支援
- (3) 多様な保育事業の充実
- (4) ひとり親家庭への支援

4

地域全体でこどもと
子育て家庭を
支えることができる
まちづくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 地域での子育てを支える仕組みづくり
- (3) こどもやこども連れにやさしい生活環境の整備
- (4) こどもの居場所づくり





基本目標ごとの施策の展開



基本目標 1

こども・若者の権利が保障されたまちづくり

(1) こども・若者の権利の啓発

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもの人権に関する理解促進や人権教育・人権啓発活動を推進し、こども・若者が権利の主体であることについて社会全体での共有を図ります。

今後の取組

① こどもの権利条約等の普及啓発

② 人権教育・啓発の充実

子どもの権利条約とは、1989年に子どもの基本的人権を国際的に保障するために国連で定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を、権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間として人権を認めています。また同時に、おとなへと成長する過程において、子どもには、年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

子どもの権利を包括的に明示したこの条約は前文と本文54条からなり、子どもの生存・発達・保護・参加などに関わるさまざまな権利を具体的に定めています。

※Unicef(公益財団法人ユニセフ協会)HPページより抜粋

..... 「子どもの権利条約」基本的4つの権利

生きる権利

命を守られ、安全に健康で暮らすことができる権利。



育つ権利

教育を受けたり、遊んだりして成長できる権利。



守られる権利

虐待やいじめ、危険なことから守られる権利。



参加する権利

自分の意見を言ったり、決め事に参加できる権利。



この条約を守り、こどもの権利を保障するために、世界中の国々や地域で、こどもたちが安心して暮らせる環境をつくる努力が続けられています。

(2) こどもの意見表明ができる取組

こども基本法では、こども施策に対するこども等の意見反映の措置を取ることが義務付けられています。国の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参考に、市政運営におけるこども・若者の意見表明・参加の仕組みづくりを行います。

今後の
取組

① こどもの意見表明・参加に関する仕組みづくり

(3) 児童虐待やいじめをなくすための取組

乳児家庭全戸訪問などの母子保健事業を通じて、産後の母の心身の状態や養育環境の状況、育児の困り感などを把握するとともに、子育てに関する相談、情報提供などを行い、児童虐待の未然防止を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会を構成する、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関とのネットワークの強化を図り、支援を必要とする家庭に対し適切なサービスに繋げていきます。

さらに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が実感できるよう、いじめの未然防止教育を実践するとともに、学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となって、いじめ問題の早期発見、早期対応を図ります。

今後の
取組

① 児童虐待防止対策の強化

② いじめの解消



(1) こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援

本市での母子保健事業においては、こども家庭センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない健康支援を提供する体制を構築しており、今後も母子保健事業の充実を図るとともに、学童期から思春期における保健・健康教育はもとより、若者に対する保健、健康教育の充実により、こども・若者の心身ともに健やかな成長を支援します。



今後の取組

- 母子保健事業の充実
- 学童期から思春期における保健・健康教育
- 若者の保健・健康教育

(2) こどもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むための教育支援

少人数指導による個に応じたきめ細かな指導や地域連携による補習学習事業、さらに小中一貫教育への取組等を通して、こどもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図ります。

また、国際感覚を育むための英語教育や、児童生徒の発達段階に応じた情報教育、職場見学や職場体験活動などのキャリア教育を推進するとともに、郷土を愛するこどもの育成や読書活動の推進を図ります。



今後の取組

- 教育内容の充実
- キャリア教育の推進
- 郷土を愛するこどもの育成
- 読書活動の推進

(3) 貧困の状況にあるこども等への支援

こどもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもの成育環境を整備するとともに、学習の機会が失われることがないよう、こどもの貧困対策を総合的、効果的に推進する必要があるため、教育の支援や地域での支援などに努めます。

また、本市では、ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）の認知度が低いため、こどもや保護者、教職員や地域住民に対して、啓発活動を行うとともに、学校等との情報共有によるヤングケアラーの早期発見に努め、福祉サービス事業所等と連携し、支援の充実を図ります。

今後の取組

- 教育の支援
- 地域での支援
- 保護者に対する就労の支援
- 経済的支援
- ヤングケアラーの啓発と支援

(4) 障がいのある子ども等への支援

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもとその保護者に対する相談支援体制の充実を図るとともに、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、幼稚園・保育所(園)・認定子ども園・学童保育所における受け入れ体制の充実を図ります。



また、インクルーシブ教育の推進にあたっては、障がいのある子どもが合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない子どもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう充実を図る必要があるため、教育環境の整備に努めます。

今後の取組

- 1 相談支援体制の充実
- 2 嘉麻市発達支援連携協議会の充実
- 3 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
- 4 幼稚園・保育所(園)・認定子ども園・学童保育所における受け入れ体制の充実
- 5 障がいのある子ども等の自立、社会参加のための必要な力を培うための取組
- 6 医療的ケアを必要とする子どもに対する支援
- 7 教育相談・教育支援体制の充実
- 8 障がい児通所支援の充実
- 9 教職員の資質の向上と支援体制の充実
- 10 教育環境の整備

(5) 不登校やひきこもりの子ども・若者への支援

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境を整備するとともに、嘉麻市適応指導教室「れすとぴあ」を中心に、不登校の子どもへの支援体制の充実を図ります。

また、不登校にとどまらず、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の整備を図ります。



今後の取組

- 1 不登校児童生徒への対応の充実
- 2 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(6) 若者への就労支援(若者への自立支援)

若い世代が、自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる社会を実現するため、若者に対するキャリア自立に向けた支援策を検討します。



今後の取組

- 1 若者の雇用対策事業の検討
- 2 職業相談事業の検討

(1) 妊娠・出産への支援

すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで継続的に寄り添った支援を行います。また、産後のお母さんの心身のケアや授乳のケア・育児相談などの助産師のケアが受けられる産後ケア事業を推進します。

今後の取組

- 母子健康手帳の交付と安心・安全な妊娠・出産に向けた支援
- 妊婦に対する伴走型相談支援と出産育児に関する経済的支援の一体的実施
- 産後ケア事業の推進
- 不妊・不育治療に対する助成制度の広報

(2) 子育てに関する情報提供・相談支援

子育てに関する情報提供の充実を図り、子育てに関する相談の充実に努めます。また、学習の場や子育て支援センターなど、親子で集える場の充実に努めるとともに、子育ての仲間づくりを促進します。

今後の取組

- 子育てに関する相談や学習の場の充実
- 親子で集える場の充実
- 子育ての仲間づくりの促進
- ホームページやガイドブック等の充実
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及

(3) 多様な保育事業の充実

保護者が仕事と子育てを両立できるよう、保育ニーズに応じた多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図ります。



今後の取組

- 保育ニーズに応じた保育サービスの充実
- 放課後児童対策の充実
- 行政主催のイベント等への託児コーナー設置

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が、安心した暮らしをおくるための相談体制や情報提供、生活支援、就業支援、経済的支援等の各種事業の充実を図ります。

今後の取組

- ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実
- ひとり親家庭に対する生活支援の充実
- ひとり親家庭に対する就業支援の充実
- ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実



基本目標 4

地域全体で子どもと子育て家庭を支えることができるまちづくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、長時間労働の是正等の働き方改革に向けての取組を推進します。また、子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女共同参画の意識の醸成を図るための啓発や就学前教育・学校教育の推進等に努めます。

今後の取組

- 1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- 2 男女がともに仕事と子育てを両立できる基盤整備
- 3 子育てしやすい職場環境づくりの啓発
- 4 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実
- 5 男女共同参画推進に関する教育や啓発

(2) 地域での子育てを支える仕組みづくり

子育てや教育についての幅広い情報を届けるための体制整備・充実を図ります。また、ボランティアや子育て経験者など、地域人材の発掘・確保・育成に取り組み、地域全体で子育て支援ができるよう努めます。

今後の取組

- 1 地域における情報提供体制の整備・充実
- 2 子育て支援ネットワークの推進
- 3 地域の交流ができる場の拡充
- 4 地域の人材の発掘・確保・連携
- 5 地域への愛着を高める活動の促進

(3) 子どもや子ども連れにやさしい生活環境の整備

公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置に努めます。また、子どもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を推進するとともに、子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、自主防犯パトロールによる監視体制の強化など、地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。

今後の取組

- 1 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置
- 2 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備
- 3 安全な通学路の確保
- 4 地域ぐるみによる交通安全指導の推進
- 5 地域ぐるみによる防犯活動の推進
- 6 妊婦や子ども連れの人にやさしいまちづくり

(4) こどもの居場所づくり

こどもの健全な発育を促し、子どもや子育ての孤立を防止するためにも、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら、子どもたちが安心して成長できる多様な居場所づくりに努めます。

今後の取組

- 1 放課後児童対策の充実
- 2 多様な居場所づくり

🍎 第三期 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法で定められた「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、令和7年度から令和11年度までの量の見込みと確保の方策を定めるものです。

(1) 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域は、市全体を1区域として設定します。



(2) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のための保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります(同法第19条)。その際の認定の区分は下記のとおりです。

また、各認定区分における教育・保育施設における必要な施設利用定員の確保を図ります。

| 認定区分 | 内 容 | 利用できる主な施設 |
|------|-----------------------------------------|------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で、教育を希望する児童(保育の必要性無) | 幼稚園・認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童(保育の必要性有) | 保育所・認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童(保育の必要性有) | |

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設

■ 教育・保育施設の量(利用者数)の見込み及び確保の方策

| 認定区分 | 令和7年度 | | | | 令和11年度 | | | |
|------|----------|----------|------|----------|----------|--------|------|------|
| | 利用者数の見込量 | 確保量 | | 利用者数の見込量 | 確保量 | | 合計 | |
| | | 施設別の利用定員 | 合計 | | 施設別の利用定員 | 合計 | | |
| 1号認定 | 43人 | 幼稚園 | 80人 | 134人 | 36人 | 幼稚園 | 80人 | 134人 |
| | | 認定こども園 | 54人 | | | 認定こども園 | 54人 | |
| 2号認定 | 521人 | 認定こども園 | 69人 | 565人 | 436人 | 認定こども園 | 69人 | 547人 |
| | | 保育所 | 496人 | | | 保育所 | 478人 | |
| | 17人 | 幼稚園 | 60人 | 60人 | 14人 | 幼稚園 | 60人 | 60人 |
| 3号認定 | 333人 | 認定こども園 | 41人 | 395人 | 303人 | 認定こども園 | 41人 | 383人 |
| | | 保育所 | 354人 | | | 保育所 | 342人 | |

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童健全育成事業(学童保育)など、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。ニーズに応じて体制を充実していきます。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

| 事業 | | 令和7年度 | | 令和11年度 | |
|-----------------------|---------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|
| | | 見込量 | 確保方策 | 見込量 | 確保方策 |
| 延長保育事業 | | 72人 | 1か所 72人 | 72人 | 1か所 72人 |
| 放課後児童健全育成事業(学童保育) | | 703人 | 7施設 788人 | 536人 | 7施設 788人 |
| 子育て短期支援事業 | 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 | 180人日/年 | 1か所 180人日/年 | 180人日/年 | 1か所 180人日/年 |
| | 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 | 2人日/年 | 1か所 2人日/年 | 2人日/年 | 1か所 2人日/年 |
| 地域子育て支援拠点事業 | | 120人日/月 | 3か所 | 109人日/月 | 3か所 |
| 一時預かり事業 | (幼稚園の在園児対象型) | 4,000人日/年 | 4か所 20,000人日/年 | 3,500人日/年 | 4か所 20,000人日/年 |
| | (幼稚園の在園児以外) | 1,031人日/年 | 4か所 3,000人日/年 | 899人日/年 | 4か所 3,000人日/年 |
| 病後児保育事業 | | 76人日/年 | 1か所 720人日/年 | 76人日/年 | 1か所 720人日/年 |
| 利用者支援事業 | 基本型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | こども家庭センター型 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 妊婦健康診査 | | 1,592回/年 | / | 1,400回/年 | / |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | | 144人 | | 120人 | |
| 妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援) | | 123人回/年 | | 106人回/年 | |
| 産後ケア事業 | | 75人回/年 | | 75人回/年 | |
| 養育支援訪問事業 | | 55人 | | 55人 | |
| 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) | | 0か所 | | 1か所 | |
| | | 0人 | | 7人 | |



嘉麻市



嘉麻市こども計画(概要版) 令和7年3月



発行

福岡県嘉麻市



企画・編集

嘉麻市子育て支援課

〒820-0592 福岡県嘉麻市上臼井446番地1

TEL 0948-62-5717 FAX 0948-62-5691